

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年8月13日 13時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市大浜海岸沖 酒田灯台から真方位186° 1,000m付近 (概位 北緯38° 56.2′ 東経139° 48.8′)
事故の概要	水上オートバイシャインズは、浮体をえい航中、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年8月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ シャインズ、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	210-52843山形、有限会社シャインズ
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 搭乗者A
負傷者	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、搭乗者Aを含む子供3人（以下「搭乗者」という。）を乗せたビスケットと称する円環状の浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのロープでえい航し、大浜海岸の砂浜から約1～2km/hの対地速力で北北東方へ向かった。</p> <p>搭乗者Aの家族は、本船が出発する際に本件浮体を砂浜から数十m沖におもりで固定する目的で、おもり及びおもりと浮体とを繋いだロープ（以下「本件ロープ」という。）を本件浮体の中央に置いた。</p> <p>船長は、約2分間直進して本件浮体が約20m移動した頃、本件浮体の方から搭乗者の悲鳴が聞こえたので後方を振り返ったところ、本件浮体が転覆し、搭乗者が落水しているのを認めた。</p> <p>船長は、海中に飛び込んで落水した搭乗者の救助に当たったところ、搭乗者Aの左腕に本件ロープが巻き付き、左腕が本件ロープに繋がれたおもりにより引き絞られている状況を認めた。</p> <p>搭乗者Aは、船長によりロープがほどかれて救助された後、救急車で病院に搬送され、左腕前腕部のコンパートメント症候群（筋区画圧迫による循環不全）と診断された。</p> <p>船長、同乗者及び搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>搭乗者Aの家族は、本事故当時、本件浮体を砂浜付近で搭乗者に遊</p>

	<p>具として使用させるつもりであったが、砂浜付近に人が多く、他の水上バイク等の往来があったので、搭乗者が遊ぶに際しての危険を回避するために本件浮体を砂浜から数十m沖に固定することとした。</p>
分析	<p>本船は、本件浮体をえい航中、本件浮体が転覆して搭乗者が落水した際、本件ロープが、搭乗者Aの左腕に巻き付き、海中に落下したおもりにより引かれたことから、搭乗者Aの左腕が引き絞られて搭乗者Aが負傷したものと考えられるが、本件浮体が転覆して搭乗者が落水した状況及び搭乗者Aの左腕に本件ロープが巻き付くに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件浮体をえい航中、本件浮体が転覆して搭乗者が落水した際、本件ロープが、搭乗者Aの左腕に巻き付き、海中に落下したおもりにより引かれたため、搭乗者Aの左腕が引き絞られたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搭乗者を乗せた浮体をえい航する際は、おもり等をつないだロープを身体に触れさせないこと。 ・ 搭乗者を乗せた浮体をえい航する際は、浮体及び搭乗者の状態を頻繁に確認すること。 ・ 搭乗者を乗せた浮体をえい航する際は、浮体にロープ等を載せないことが望ましい。